

人口が確実に減少している今日、文化財の保護は今後の最重要課題と言えます。地元の歴史、文化を正しく確実に継承するため、情報発信に努めるとともに各種事業を展開してまいります、とあります。文化財の保護、保存については、いろいろと所有者との関係で難しい問題もあろうかと思われまます。

これまでに文化財保護費の決算状況を見ましても、ほとんどが国費が絡むような事業が大半でありますので、今後とも県指定文化財、市指定文化財においても、全ての文化財が後世に残されるように、ひとつお願いをしておきたいと思いますが、数ある文化財の中で一度全ての文化財を総点検をされて、今後保存計画をどう進めていくのかというような検討はされるおつもりはありませんかどうか、最後にお尋ねをして質問を終わりたいと思います。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 今御指摘の点は、臨時の文化財審議会のほうでも話題に上りました。また、本年度末に最後の審議会を開きますので、そのときに話題にして協議をしていきたいというふうに思います。やはりその台帳などをさらに整備をして検討していくことが重要であるという方向で進めていきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 7番、松本曆幸君。

○議員（7番 松本 曆幸君） 以上で、4点の質問を終わりたいと思います。明解な回答ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで7番、松本曆幸君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を2時50分から開会します。

午後2時36分休憩

午後2時51分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております11番議員の小宮教義でございます。きょうは私は5番目で最後でございます。眠たいと思えますけれども、お耳だけでも傾けていただければと思います。50分でございますので、よろしくお願いをいたします。

先月の16日に衆議院が解散をいたしました。そして、きのうですね、4日、その告示がなされました。投票が16日でございます。約2週間ほどですね、大変な選挙が繰り広げられるわけでございます。



たします。

そして2点目でございますが、本議会でもちょっとございましたけども、跡地利用、中対馬病院といつはら病院の跡地利用の検討委員会を設置をするということでございますが、この委員会はどのような内容の検討をされるのかという点でございます。

そして、2項目めが、政策マネージャーの任期付職員について、これはこのマネージャーはもう私の一般質問の定番になっております。何せ4年間で3,400万の血税を使うわけですから無駄にはいけない。市民の声を生かすためにも、無駄にはいけないと思います。

それで、前回もお尋ねしましたが、仲良しこよしは条例違反。もう一度申し上げますよ。仲良しこよしは条例違反。と思いますから、早く解雇をして、そしてインターネットで全国に公募をかけるお考えはあるのかなのか。この2項目についてお尋ねいたします。市長の答弁を求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 野田総理大臣の話を前段に持ってこられた意味がようやくわかりました。私が約束したことに対して守る。そして、それに対して約束に対して職を賭す考えがあるのかというところがもう一般質問の全てのようにありますので、それだけをまず答えさせていただきます。

自分が市民の皆さんに言ってきたことです。それに向かって力いっぱい動きます。私、1点違うのは、60床以上という物事は私は言ってません。60床程度というふうに私は言っております。そこをすりかえられないようによろしく願いいたします。

そういう意味において自分が約束をしたことであります。ケアミックスというものを今の対馬いつはら病院の跡地に設定をしていくと。これは私の大切な最も一番大きな、今回厳原地区の方にとっては最も大きな約束だったと思っております。その約束をできないときは辞します。それはこの場で明言します。そういうことでぐだぐだとやっていく予定は全くありません。そのために一生懸命走ります。そのために政策マネージャーも必要です。そして、おっしゃられた政策マネージャーを解雇をするとかいう話は、こちらの執行権に対する侵害であろうと思っておりますし、もしそれだけの思いがあっておっしゃってあるならば、どうぞ何度となく個人を引き合いに出されておっしゃられるようであれば、きちんとした場でこの件については戦っていきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） そうでしょうね、やはり約束ですから、職を賭す覚悟ということとはこれは当たり前のことだと思います。

それで、一番最初のこの病院の利用についてお尋ねしますが、その3つの病院がございますが……（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃってあることの質問要旨は全て私は答えたと思っております。そこが本旨でしょうから、それ以上の質問はないんじゃないかと私は感じておりますが。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 事前に通告しておりましたから、その内容についてお尋ねいたします。

今病院が3つございます。そして、23年度の決算がこの前出ました。かなり減収でございましたよね。3病院で約2億6,000万の減で、かろうじて黒字が8,500万円、これは莫大な補助金を入れての残りでございますよ。これからさらに厳しく経営がなろうかと思いますが。

それで、こういうふうな地域医療、これは誰が支えるのか。私はその地域に住む住民、市民だと思いますが、市長はいかがでございますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今質問の要旨がちょっと私は分かりづらかったんですが、公立病院を支えるのは市民（「地域なのか、誰が支えるのか、市民でしょうね」と呼ぶ者あり）市民全体で支えていくということではないでしょうか。（「そりゃそうですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） それは市民が使わんと誰も病院使わんわけですから。ここにこれの対馬新聞ですが、10月の19日にこの一番表にこういう記事が載っておりました。これはいつはら病院のドクター、院長ですけどね、いつはら病院の院長、川上ドクターがこのように載せておりますよ。「対馬ほど役場職員が地元で検診を受けない市町はない」と。そして、「医者トレーニングできていても症例を積むことができない。これでは高度な医療を展開しようとスタッフを集めても飼い殺しになってしまう」というふうなドクターの発言がございます。

やはり地域で医療は支えなければいけないわけでございますが、この中に当然市の職員は人間ドックに入るわけでございますが、全てじゃございませんけど、ある程度の方は。平成23年が327名、そのうちに驚くことに島内でのドックはわずか21名ですよ。ほとんどゼロに等しいわけです。こういうところからもドクターの発言があったのではなかろうかと思えます。しかし、これは共済事業ですからうんぬんということはございませんが。しかし、これに係る市としても補助を出しております。今年度が24年度の予算で40万円ほど税金をつぎ込んでおりますよ。地域医療をこれから支えるためには、やはり鏡というべき市の職員が診断を地元でやらなければいけないと思えますが、この見本となるように市長は職員をどのように御指導するお考えがある

のか。まずそれについて。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 人間ドックにつきましては、私自身ももう20年来島外の病院にずっとかかっておるのが実態です。今までの検診データ等々がそこにストックされてる関係でそこを毎回使わせていただいております。

また、残念なことに、島外の病院と今島内にあります病院の中で、そのドックに関しましても全てのかかわる職員さんのもてなし一つとっても違うと思います。そのようなことから現在の3病院の経営者、理事者の方々もしっかりとそこの研修等も積み、ドックに行きたいという思いにしていだけるような方向を見出してほしいということが1点あります。

また、この人間ドックが島外に偏在化しているということについては、既に担当のほうにも言っておりますけども、いかんせん先ほど言いましたように、診察データといいますか、検診データといいますか、そのあたりの蓄積というもの等々を考えたとき、一朝一夕にそれを右から左に変えていくということも大変難しい問題もあるのかなというふうなことがあります。新たな病院が26年10月に開院予定でいくわけですけども、それを機会に変えていくというふうなことをしっかりこれからは私どもも病院側も取り組んでいく課題だろうと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） では、新しい病院が26年10月からオープンいたしますよね。それに合わせてデータのなもんもございましょうけども、移行していくと、に努力をするということによろしいですね。そうしなければやっぱり地域が医療を支えなければ、患者が来なけりゃ病院成り立ってないわけですから、その辺でも新しい病院にはそのような市全体、職員全体で支えるというふうなことも一つ頭の中に入れていただきたいと思います。

それと、この本題のほうのいづはら病院の跡地なんですが、市長は私が60以上ということでも60と、この文書には60程度という文章入れておるんですが、通知書にはですね、60程度でもいいと思うんですが。

例えばいづはら病院を今度統合してから残って、それでそのいづはら病院を開設をすると。新たな開設になろうかと思うんですが、開設をするということであれば、これは誰の許可になるんでしょうかね。その辺を。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県知事許可ということであります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 多分県知事許可でしょうね。それは医療法で決まっておろうかと思うんですが。その中でこの医療法第7条の2というのがあるんですが、言われるように知事

の許可になります。

その条件として、基準ベッド数というのがございます。この範囲内でなければ基本的には知事は許可を与えることができないということでございますが。では、今の新しく病院ができたその数を基準に、比田勝の病院もございませけれども、その基準ベッド数が、現在のですね、基準ベッド数が何ぼで、そして新しい病院ができた後の上対馬病院も残した分のベッド数で、残りの範囲内のベッド数はいかほどになるのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに基準病床数という決まりとございますか、目安はあります。平成17年の長崎県における対馬の基準病床数は268です。ところが、実際の病床数は幾らか御存じでしょうか。360を超えております。それが実態です。100以上、100近くを越えてるのが世の実態でございます。確かに現在268という病床、基準病床を長崎県は280、たしか8という数字の設定を今考えておられます。288でいった場合、たしか、今の上対馬、それから新たな統合病院のベッド数から残りが幾らかという質問ですが、8つだったと思います。基準病床数、予定されてる基準病床数からは、ただし、冒頭言いましたように、平成17年に設定されてる基準病床数と実態の病床数には大きな乖離があるということも既に県の医療政策課には伝えておりますし、今回の改正離島振興法にうたっております離島における病床数の確保という文言をどのように県は考えていくのかということもきちんとお伝えを医療政策課長並びに部長には伝えてきてるところでございます。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） その基準ベッド数ですけど、確かに18年には、そして23年、去年ですよ、288という決定をしております。去年3月にですね。去年の3月に決定をします。3月に県が5年間のまとめとして、今後5年間の医療ということで、その前の年が18年ですか、そのときは268でした。そして、既に去年3月に5年間ということで基準ベッド数は288、そして新しい病院が基準ベッド数が222、それと上対馬が60にすると282ですか、そして基準が288だから残りは6ベッドしかありません、ですね。現状では、今のこの現在においてですよ、現在において今見直し中ということですけども、今この時点において許可が可能なのはこの6ベッドだと思いますが、その辺の認識はどうでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申し上げました平成17年における基準病床数と実際のベッド数を申し上げました。要はその平成17年時点において、それぞれの3つの病院が開設されたわけでもございませぬ。既にあった病院でございます。そういう中での基準病床数の設定と実際のベッド数というのには乖離があるというふうに私は認識しておりますし、それを今後県にもきちん

と伝えていく予定であります。基準病床数に物事を無理におさめていった場合の起こる問題、市民にとっての医療がすごく低下するという問題、それは許しがたい問題でございますので、先ほど申しましたように、県の部長並びに課長にはこの病床数、基準病床数の設定いかにかわらず、ベッドというものはきちんと、必要なベッドは私どもは手を挙げていくというふうな宣言を既にさせていただいておるところであります。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） この地域医療ですね、特に対馬は第二次医療圏があるわけですが、やはり大もとには法律というのがございますよ。この医療法の中で先ほど申しましたように、7条の2には知事の許可になってます。そして、その基準ベッド数というのは、医療計画の中で30条の4の2項の11号いうところにこの基準ベッド数を設定しなきゃとなってるんですよ。それ以上はだめだという法律ですから、幾らこちらが手を挙げて足りないよと、上げろ、上げろと言っても、それは非常に届かない、届くことができない、というのが一般的な考えですよ。

それと、今見直しと言われるけれども、前回の大浦議員の質問の中では、社会保障と税の一体改革の中で今回の見直しがあっておるんだと。それと並行をして離島振興法は改正をされたんだと。そういうふうな形の中で、捉え方で今見直しを検討をさせていただいておると、県のほうにですね、そういう認識でよろしゅうございますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そういう外の外的な環境が変わる中で今作業をされてるというふうにも聞いております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 大浦議員の質問にもたしかそういうふうな形で、新しい離島振興法も踏まえて今検討させていただいているということですよ。これはさっき言われた社会保障と税の一体改革に対する、これは厚生労働省の医政局長というんですかね、これで各都道府県に配付されておるわけですが。

言われるように、この中で社会保障と税の一体改革が閣議決定したんだと。これによって医療体系をやり直すと。それとやり直す年度が来年4月から25年度からということですよ。この中には言われるようにベッド数の見直しもございますが、この見直しの大きいポイントは、今までが4疾病5事業でしたが、これに新たに精神疾患も入れて5疾病5事業という、それが大きい見直しの一点ですよ。それと在宅介護、これが兼ねての大きい見直しの指針がまずそこにあるんです。

そして、これは厚労省の資料ですから、通達の、局長の中でですね。言われるように、この中

には離島に関する採用もしなさい、それについては離島振興法も入っております。今それの中においても審議をされておろうかと思いますが。

ただ、そのベッド数、これが全てを決めるんですよ。基準ベッド数。これについてはこのような通達なんですよ。よろしいですか。

基準病床数制度ということで、これは医療計画についてこういうふうにしなさいよということで、指導課のほうから流れておる分です。これによると、基準病床制度により病床の整備を病床過剰地域から非過剰地域へ誘導しなさいよと。ということは、過剰地域、言われるようにベッド数が余ってるという計算のもと、今のところは約77ぐらいがオーバーしています。新しい病院ができればですよ。その分も含めて、非過剰地域にしなさいよということは、それをもっと減らせという国の今度の25年から施行する。25年から5年間これでやるんですよ。もうすぐ決定するでしょうけども、そういう状態の中なんですよ、そういう非過剰地域ということに移動しろということですから、そういう認識はお持ちでしたか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど申しました、何度も申し上げますが、平成17年度時点のそれをどのように解釈されてるんかがまず聞きたいぐらいです。基準病床数268ですかね、それに対して実際のベッド数は360何がしというふうなことが実態であります。医療法もそんなに大きな変化はしておりません。そういう中で医療というものは日々進んできておるわけですけども、その解釈をどのように小宮議員はされるんでしょうかね。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 基準ベッド数の算定というのは、離島もございますけれども、全国一律で国の基準に従って流入、流出もございますよ。そういうのに従って基づくように国のほうからは、この計画ができた当時から指導しておるんですよ。だから、根拠というのは、国の基準によって導き出された基準ベッド数なんです。それが基準なんですよ。だから、幾ら何ぼ足りんと、今度60程度されるお考えですけども、60が今回の見直しの中に入らなかった場合は、病院の開設は、法律の違法の7条の2でできないように法律がなっとるんですよ。

お尋ねいたしますけれども、これから県のほうの福祉保健部のほうにはどのような対応で臨むおつもりなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 9月に言ったことと同じように臨んでいくつもりでございます。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） さっき言われた離島振興法もございますし、全体的な基準ベッド数、社会保障と税の一体改革ですね、これによって今見直しをしておるんですが、先ほど申し

ましたように25年には実行するんですよ。25年というと来年の4月からですよ。それで、この1年間にわたって各県などが取り組んでおるわけですよ。その作業の流れの中でこのベッド数の確立がされるわけですが、審議会がございますから、医療審議会がある。その中で確立されれば、そのベッド数はそこで決まるんですよ。法律上そこで決まるんですよ。

それで、日程的なものを調べてみますとこうなってます。この12月から来年の1月の中旬まで約1カ月間、パブリックコメントですね、それと市町村関係者から意見を聴取するんだと。そして来年の2月、あともう2カ月ちょっとですけども、医療審議会がございます。この医療審議会では基準ベッド数を決めるんですよ。今の段階では去年の3月に長崎県が5年間の医療計画を出しました。そのときに288という設定をされた。それから約1年ぐらい、1年ぐらいの間にその数字が動くことはまずない。なぜかという、県が十分に検討して導き出した288床ですよ。そして、先ほど申しましたように、国の方針そのものもそういう過剰なところは非過剰にしないよという指導も入ってます。その決定が2月ですよ。あと2カ月ちょっとですよ。医療審議会ですべてを決定するわけですよ。全てを。その日程は市長は把握しておりましたか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） その日程については把握はしていません。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 一番大事なポイントですから、もうあとそうですね、2カ月ちょっとしかないんですよ。そういう中で先ほど検討委員会なるものを立ち上げるということですが、これは今までの市長のお話ですと、後に入るという病院は公益財団法人ですかね、地域医療振興協会というふうなところが入る予定で。しかし、大震災関係でどうのこうのという話でしたが、あれから約1年8カ月たって今の審議会になってるわけですが、済いません、検討委員会をつくるということだが、なぜそんなにおくれたんですかね。1年8カ月も。本来ならば病院の建設用地が決まった3月19日ですか、18日、17日ですか、その時点のすぐ後にこのような検討委員会を立ち上げるべきじゃなかったんですか。なぜおくれたんですかね。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このことについては以前も答弁で言っておりますが、相手様の東北震災におけるさまざまな向こうでの混乱といいますか、再建っていいですか、それらに日時を要するということ。

そして、もう一言向こうがおっしゃられたのは、26年10月に統合病院ができ上がる。その後には物事を組み立てるといふか、改造とかが出てくるでしょうから、時間はあるからまだいいんじゃないんですか、ゆっくりと。うちも東北のほうにちょっと力を入れんといかんからというふうな思いの中で今の検討委員会の時期になったというふうに御理解いただければと思います。相

手様のあることでございます。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 相手様のある、その相手様というのが地域医療の振興協会の分ですよね。確かに女川にございますよね。私もいろいろと調べてみましたが、確かに3・11で3月11日に震災ございました。そして、そのときは女川町というんでしょうかね、一つの病院でございましたが、大震災の状況は1階が浸水をしたということです。建物そのものはどうもなかったんですよ。そして、3月11日に大震災があって、次の年じゃないですよ、次の月、4月には既に改修工事入っております。そして、同年の23年、去年の10月以前には既にもう病院としての機能を発揮しておったんですよ。だから市長が言われるような東北大震災による委員会のおくれじゃない。既に4月から着工して10月には完成しておるんです。去年の10月にはですよ。そのおくれをもしおくれたというならば、去年の10月ごろでもすぐ検討委員会立ち上げることできたんじゃないですか。流れとして。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 去年のときには女川のほうがもう開院してるからいいんじゃないかという、とても乱暴な言い方だというふうに私は思います。向こうの経営とかいうことも当然あるわけですし。オープンはした。確かにしてありますよ。ところが、そういう問題ではなくて、再建というふうな経営再建ということも当然あるわけですし、そのことも踏まえての今の時期ということも理解をしていかなくてはいけないんじゃないかと私は思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） この公益財団法人の地域医療振興協会ですか、この医療の展開はかなり幅広くやっておられますよ。全国で52の施設を持っております。その中の北陸の大震災の女川ですか、その医療というのは直営じゃございませんので、全体からするとわずかなもんですよ。なぜこういうふうにおくれたかという、一つはもともといつはら病院は開設が可能性が薄かったんじゃないのかという中で、今まで延び延びになったというふうに捉えてますが、いかがでございましょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 11番議員の想像の中で断定をしていただければ大変市民の方が戸惑います。そのような市民を誘導するような発言はやめてほしいなと思っております。市民の医療を守るために、今組み立てを改めて向こうからも来ていただき、するというふうな動きをしておるわけですし、それが26年10月を機に新たなものをつくり出していくその後にですね、それに向かって走り出そうとしているにもかかわらず、それはそうじゃないんじゃないかと。すごくそれほど物事を斜に構えて物事を見る必要はないんじゃないかと。素直に物事を見てほしいもんだ

というふうに思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） どうのこうの言ってもこの基準ベッド数が全ての数字を見るわけですよ。それで県のこの決定する流れとして、先ほど申しましたように2月が医療審議会がございませう。ここで数値を決定するわけですよ。そこでもしベッド数の確保、60程度の確保ができなければ、病院としての開設はまずもって薄い。薄いというよりも私はゼロに等しいと思っています。

それで提案でございますが、今跡地の利用の検討委員会、19名でしたか、おられるということでございますが、この2月に長崎県の医療審議会が決定を下します。それはことしだけのものではなくて、今後5年間の医療体系の基本ベッド数なんですよ。それで、この2月に医療審議会が決定をします。それによってベッド数が決定をする。そのときにもし、もしというか、私は絶対と言ってはばからないですが、まず認められない。ならば、この跡地利用の審議会をまた変わった形で、今の審議会のメンバーからすると病院開設ありきですから、この2月で決まるわけですから、あと2カ月ぐらいじゃないですか。審議会の答申を待って、もしそれがベッド数が60確保できないということの決定があった場合は、この跡地利用の検討委員会を衣がえして、あれだけの大きい施設ですから活用の用地はいっぱいあるんですよ。そのために検討委員会を衣がえをする。そして、その情報がいっぱいあるようなシンクタンクいっぱいございませう。NPOの団体もございませうし、商社関係もございませうよ、医療関係もございませう。中には薬品の研究所ということもできるかもしれない。そういった形でメンバーを衣がえをする。大きい莫大な情報を持っておるシンクタンクに来ていただいて、いっぱい企業がございませうけども、NPOもございませう。そういったところにこの検討委員会をゆだねると。そうするとあの大きい財産を多面的にあらゆる目で捉えて、新しい計画、使用が可能ではなからうかと思いますが、いかがでございませうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 御提案は御提案として流ささせていただきます。あくまで市民が求めている方向の中で、あの施設をきちんと作り込んでいきたいと思っております。自分の任期中にそれを形にあらわすのが私のこの使命だと思っておりますので、どうぞ小宮議員の場合は期待せずに待っていただければと思っております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 期待とか期待しないとかそういう問題じゃないですかね、議場ですからね。ただ、先ほどすばらしいこと言われましたが、これができんときは職を辞すというふうな話されました。

先ほど申しましたように、来年の2月には医療審議会ございますよ。そこで、全てを決するわけですよ。そこで、まずもって病床の増は望めない。その可能性も踏まえて新しい検討委員会をつくってみたらどうかということなんです。どうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何度も言いますが、基準病床数に私は全くこだわっておりません。自分らにとって必要な病床数をさせるのが私の使命だと思っております。あくまで目安でございます。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 基準ベッド数は目安じゃないんですよ。これは法で規定された数値なんです。幾らどうのこうの言っても、これは法で設定されたものですから、いじくることはできないんです。

では、今のお話ですと、仮に2月で医療審議会がベッド数の増を認めないと。そうするとできないということですから、それでもふやすということで努力をされるということなんです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県が決める基準ベッド数はベッド数です。私どもが求めるものは違うと。しかし、基準病床数がそれに近づくことを当然努力はいたします。しかし、現実には違うことも県のほうにもしっかりと9月から伝えてきております。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 物事は法律で動くわけですから、その数値の捉え方をしっかりとしていただかなければいけないと思いますよ。

あと4分しかありませんけども、この地域マネージャーですね、これについてちょっとお尋ねいたしますが（「政策マネージャー」と呼ぶ者あり）ああ、政策マネージャー、失礼をいたしました。これは前回の一般質問の中で糸瀬議員さんでしたか、一回ぐらいここに呼んでからお言葉を賜ったらどうかというお話がございました。我が日本国の天皇陛下でも正月は国民の前に顔を見せていただきます。この政策マネージャーですか、この方は5つの高度な能力を持つということですから、ぜひこの議会を通じて、議員の中にも見てない方結構おられますから、そのお顔をですね。ここでぜひ顔を見せていただいて、私どもに観覧をしていただければ幸いです。どうでございますでしょうか。議場での挨拶は。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何度も申し上げますが、その前段の私が向こうで申し上げたとおりの処理の方法でああなたの考えと戦っていきたいと思っておりますので、どうぞお願いします。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） 最後にちょっと一つお尋ねします。

以前からこの政策マネージャーじゃかみ合わない点が一つございます。これはこの採用については第2条の1項なのか、2項なのかということで今までずっとやってきましたが、市長の御答弁はいつも1項でもあり2項でもあるということです。

そこで、二人で話してもほかの方がおられるわけだから、法律の解釈というのは人によっては多少異なることございますけども、基本的なことは一緒でございます。私はどうやってどう考えても、これは2条の1項の採用でしかないと思うわけでございますが。

そこで法の番人と申しますか、副市長さん、高屋さんがおいででございますが、ここにその任期付職員の採用の規則がございます。この第9条に、第2条第1項の規定により、任期を定めて採用した職員の職務は次の表のとおりとすると。ここに政策マネージャーが入っておるわけでございますが、ここにうたってある第2条1項というのは、この条例の第2条の1項であると私は理解をしておるわけでございますけれども、市長に言わせると1項でも2項でも両方だということですが、見識高き副市長の高屋さんは、これをどのように2条の1項の採用なのか、採用でないのか、それを一つお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この問題についてはそういう条例の解釈の話ではなく、あなたが通告された内容は解雇してという話から入っております。そのことについて、あなたの見識と私どもの考え方というもので、きちんとした場で物事を決めていかななくてはいけないと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） そういう気持ちわかりますが、基本的、これはもう3回も4回もやってきたことですよ。だから、さっきの法律の解釈はそれぞれの見方で異なるところがございます。一方的にいいように見ればいいように見えるし、悪いほうに見れば悪いほうに見えるんですよ。だから、この第2条1項と施行規則第9条にある第2条の1項というのは、条例の2条の1項に値するのかわからないのかを法の番人である副市長のほうに見解を求めておるわけでございますが、どうでございましょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 身長は高うございますが、見識は高いかどうかは、私は、高屋さん、副市長はわかりませんが、法の番人というわけでもございません。水産に関してはもうプロ中のプロでございます。私ども副市長がお見えになる直前だったと思いますけども、この案件についてはみんなで一つの方向を固めたものでございますので、副市長に聞くまでのことではないと思います。

○議長（作元 義文君） 11番、小宮教義君。

○議員（11番 小宮 教義君） これは大事なことなんです。1人2人の判断じゃなくて、も

っと誰が見てもこうなんだからということで私は申し上げておるんですよ。そういうふうな条例の解釈もまともにできないようでは、この政策マネージャーもいがかかなと思いますよ、私は。そういった意味でもう一度申し上げますが、もう一度この条例の精査をお願いをして私の一般質問を終わります。

以上。

○議長（作元 義文君） 以上で、11番、小宮教義君の市政一般質問は終わります。

---

○議長（作元 義文君） 本日はこれにて散会します。

午後3時42分散会

---